

Q & A（避難行動要支援者名簿の登録及び個別避難計画の作成について）

（1）避難行動要支援者の方向け

・避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのですか？

避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）に登録された情報は、平常時から避難支援等関係者へ提供します。なお、個別避難計画（以下、「計画」という。）を作成されている場合は、名簿情報とともに計画も避難支援等関係者へ提供します。

避難支援等関係者は事前に把握した名簿情報及び計画を、平常時の見守り活動や災害発生時の避難支援・安否確認などに活用します。

ただし、名簿に登録することで、災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではありません。

・個人情報の取り扱いについてはどうなっていますか？

名簿情報及び計画などの提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があります。これら個人情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿情報及び計画などは、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみを提供します。

・町会に加入していないと避難行動要支援者名簿に登録できないのですか？

町会の加入・非加入にかかわらず名簿に登録することができます。また、避難支援等関係者である町会並びに自主防災組織にも、町会の加入・非加入に関わらず、名簿情報及び計画などを提供します。

ただし、災害時の支援は日常生活の延長にあり、困りごとがある時や、いざという時に頼りになるのが、隣近所や町会の方々です。名簿登録や計画作成などの「災害への備え」をきっかけとして、日頃からの関係をつくっておくことが大切です。

・名簿登録申請書のほかに個別避難計画の様式もありますか？

弘前市では、名簿登録申請書と個別避難計画書を一体のものとし、様式第1号「弘前市避難行動要支援者名簿登録申請書」として定めています。

様式の表面には主に名簿登録に関する項目を、裏面には主に避難計画に関する項目をまとめており、それぞれ必要事項を記入して市に提出することで、名簿登録及び計画作成の完了としています。

・個別避難計画を作成するに当たって、どうやって進めていったらよいですか？

別添資料「個別避難計画作成の手引き」の作成手順を参考に作成を進めましょう。「弘前市避難行動要支援者名簿登録申請書」の記載に当たっては、「記載例（新規登録）」を参考にしてください。

自力で作成することが難しく支援が必要な場合は、民生委員児童委員・ケアマネージャー・相談支援専門員など、普段から関わりがあって相談しやすい方に相談してみましょう。

なお、相談先がわからない・計画作成に係る説明が難しいなどお困りの際は、市福祉総務課総務係（電話40-7037）にご相談ください。

・地域支援者は何をしますか？

地域支援者は避難支援等関係者とともに、できる範囲で、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難支援や安否確認を行います。

ただし、避難支援等関係者と同様に、地域支援者自身や家族の安全が前提であり、災害時の避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、地域支援者が法的な責任や義務を負うことはありません。

・地域支援者はどうやって見つけたらよいですか？

まずは、隣近所に住む方や家族・親戚等に対し、災害時に避難支援をしてもらえるようお願いしてみましょう。その際、どのような支援をしてほしいか（声掛け、避難先への同行など）、具体的に伝えることが大切です。

また、地域支援者には個人だけでなく、組織や団体で登録することもできます。町会・自主防災組織・消防団・地区社会福祉協議会などの代表者や関係者にも相談してみましょう。

相談先がわからない場合などは、民生委員児童委員・ケアマネージャー・相談支援専門員などの普段から関わりがあって相談しやすい方、もしくは市福祉総務課に相談しましょう。

・どこに避難をすればよいかわかりません。

指定緊急避難場所及び指定避難所がお住まいの地域のどこにあるのか確認したい場合は、弘前市ホームページ（[くらし](#) > [防災・消防団](#) > [災害時の指定緊急避難場所と指定避難所](#)）を確認してください。

また、災害の種類や規模などの状況に応じて避難先を選択できるよう、いくつか避難先を用意しておくことが大切です。

《参考》

「避難」とは「難を避ける」ことであり、避難所へ行くことだけが避難ではありません。避難所に行くことにより身体的・精神的負担が増す場合もありますので、事前に下記内容を確認のうえ、ご自身にあった避難をお願いします。

<地震>

自宅が耐震基準を満たす場合（昭和56年度以降建築）は、自宅内の安全な場所に避難をお願いします。耐震基準を満たしていない場合、耐震基準を満たす家族や友人の家、指定避難所に避難をしてください。移動の際は、二次被害が起きないように十分ご注意ください。

<風水害等>

弘前市防災マップを確認し、浸水想定区域でなければ、自宅内の安全な場所に避難をお願いします。

浸水想定区域であっても、浸水想定より高い場所に自宅上層階がある場合は、そちらに避難してください。浸水の恐れがある場合は、浸水想定がない又は軽度な家族や友人の家や指定避難所に避難をしてください。

<火山噴火>

弘前市防災マップの避難所リストを確認して避難をしてください。

※内容等が不明な場合は、市防災課防災係（電話：40-7100）へお問い合わせください。

・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の登録内容に変更があった時はどうすればよいですか？

「記載例（変更）」を参考に、市へ変更の届出をしてください。

なお、市で「死亡・転出・施設入所」を確認した場合は、職権で名簿登録を削除いたします。転入や施設退所などにより、再度名簿登録を希望する場合は、改めて「弘前市避難行動要支援者名簿登録申請書」を市へ提出してください。

(2) 避難支援等関係者の方向け

・なぜ地域や福祉専門職などの協力が必要なのですか？

災害発生時の初期段階や大規模災害が発生した直後は、公的支援が十分に行えないことが考えられます。まずは、一人ひとりが災害時に備えた準備をしたり、自分や家族の身を守る「自助」が当然必要となりますが、災害時の迅速な安否確認や避難支援時には、地域で助け合う「共助」が非常に重要です。

内閣府の調査によると、阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されたとのデータがあります。

また、特に福祉専門職の方においては、普段から要支援者の支援に関わっており、普段の様子や心身の状態、災害時に必要と思われる支援内容など、多くの情報を把握しています。

これらの理由から、災害時だけでなく、平常時の見守りや計画作成において、地域や福祉専門職などの方の協力は重要かつ必要不可欠となっています。

・どのような取組をしたらよいですか？

まずは、地域にお住まいの方や普段支援している方の中で、災害時に避難支援が必要と思われる方について、名簿登録及び計画作成の有無について確認してみましょう。（本人・家族または市福祉総務課へお問い合わせください。）

名簿登録及び計画作成がまだの方については、本人・家族に対して、別添資料「避難行動要支援者名簿作成のお知らせ」などを活用し、その目的や必要性などを説明した上で、名簿登録及び計画作成を勧めてください。ただし、名簿登録及び計画作成は強制ではなく、本人の意思が尊重されることに留意してください。

既に名簿に登録されている要支援者の情報及び計画については、様式第2号「名簿提供申請書兼誓約書」を市に提出することで提供を受けることができますので、ご活用ください。

その他の取組として、日頃からの声掛けや見守りによる関係づくり、災害リスクや要支援者の情報を載せた地域マップづくり、災害に備えた各種取組の案内・周知、防災訓練の実施・参加、などが考えられます。

また、市では、地域や事業所単位でのご要望に応じた出前講座を実施しています。計画作成の目的や考え方を知ることで理解を深め、災害リスクや要支援者数など地域の全体像を共有することで、地域にお住まいの要支援者への避難支援について一緒に考える内容となっておりますので、こちらもぜひご活用ください。

・市から提供される避難行動要支援者名簿及び個別避難計画だけでは情報が不十分です。

(より詳細な情報が欲しい)

市から提供可能なのは、要支援者が情報提供に関して同意した内容のみとなっていますので、ご理解ください。

市から提供した名簿情報をもとに、前項に記述したような地域での災害に備えた取組を進める中で信頼関係が構築されていくと、地域でより詳しい情報を得ることにつながるものと考えています。

・避難行動要支援者から、個別避難計画作成に係る支援を求められました。どのように支援したらよいですか？

まずは、別添資料「個別避難計画作成の手引き」の作成手順を参考に、本人・家族と一緒に計画作成に取り組んでみましょう。必要に応じて、他の支援者にも協力を求めたり、支援会議を開くなどして、本人の特性や地域事情などに合わせた避難について検討してみましょう。

《参考》

支援会議とは、要支援者本人・家族・作成支援者などの関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合うものです。

<参加者(例)>

○計画を作成する対象者・・・本人・家族

○実際の避難を支援する者・・・地域支援者

○本人や家族の状況を理解している者・・・福祉専門職、民生委員児童委員 等

○地域事情や防災的な観点などにおいて助言できる者

・・・町会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、消防団、市の職員 等

※あくまで一例であり、必ずしも全ての参加者の出席を必要とするものではありません。

<会議の流れ(例)>

①自己紹介

②会議の趣旨・目的の説明

③本人・家族の状況について共有

④計画の内容について検討

⑤まとめ・計画へ反映